

国際調査機関 E P	欧州特許庁 (E P O)	附属書 D E P
次の受理官庁を管轄する 国際調査機関	AL, AM, AP, AT, AZ, BA, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CV, CY, CZ, DE, DJ, DK, DO, DZ, EA, EC, EE, EG, EP, ES, FI, FR, GB, GE, GH, GR, HN, HR, HU, ID, IE, IL, IN, IQ, IR, IS, IT, JM, JO, JP, KE, KG, KH, KN, KZ, LR, LS, LT, LU, LV, LY, MA, MD, MK, MN, MT, MW, MX, MY, NI, NL, NO, NZ, OA, OM, PA, PE, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, SA, SC, SD, SE, SG, SI, SK, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, UA, UG, US, UY, UZ, VN, WS, ZA, ZW	

国際調査機関に支払う手数料：

調査手数料（PCT規則16） <sup>1</sup>	スイス・フラン（CHF）	1,732
	人民元（CNY）	15,490
	デンマーク・クローネ（DKK）	13,760
	ユーロ（EUR）	1,845
	ポンド・スターリング（GBP）	1,548
	ハンガリー・フォリント（HUF）	744,000
	アイスランド・クローナ（ISK）	274,100
	日本円（JPY）	317,600
	ノルウェー・クローネ（NOK）	21,510
	ニュージーランド・ドル（NZD）	3,511
	スウェーデン・クローナ（SEK）	20,980
	シンガポール・ドル（SGD）	2,639
	米国・ドル（USD）	2,094
	南アフリカ・ランド（ZAR）	39,010

追加の調査手数料  
(PCT規則40.2)<sup>3</sup> EUR 1,845

PCT規則20.5の2に関する  
追加の調査手数料（PCT規則40の2<sup>2</sup>）<sup>3</sup> EUR 1,845

[次頁に続く]

- この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればその1つ）で関係する受理官庁に支払う（附属書C参照）。出願人、又は出願人が複数であれば各出願人が自然人であり、世界銀行によって低所得経済国又は中低所得経済国に分類される国の国民又は居住者であれば75%減額される。この減額が適用される国のリストは次を参照：<https://www.epo.org/applying/fees/international-fees/information.html>。この手数料は更に、出願人、又は出願人が複数であれば各出願人が自然人であり、特許協力条約規則18で意味する、欧州特許庁との有効化協定が発効している国の国民又は居住者についても75%減額される。詳細については2019年12月12日付EPO管理理事会決定（OJ EPO 2020, A4）：<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a4.html> 及びOJ EPO 2021, A58参照。
- この手数料はPCT規則20.5の2と併せて適用される。詳細については「Notice from the European Patent Office dated 14 June 2020 concerning the applicability of new Rule 20.5bis PCT on the correction of erroneous filings in proceedings before the EPO」(OJ EPO 2020, A81) 及び2020年4月30日付公示（PCT公報）83頁参照。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

E P	欧州特許庁 (E P O) (続き)	E P
異議申立手数料 (PCT規則40.2(e)) <sup>4</sup>	EUR 1,020	
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.1(c))	EUR 265	
調査手数料の払戻しの条件及び額	<p>過誤又は超過の料金は払戻す</p> <p>国際調査の開始前にPCT第14条(1), (3)又は(4)の規定により、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し</p> <p>当該調査機関が作成した国際調査報告が、国際出願について優先権が主張されている出願について同機関が作成した先の調査報告に基づくものであれば、係属中の国際出願について支払われた国際調査手数料を次の条件で払戻す<sup>5</sup></p> <p>欧州調査 (EPC第92条)、国際調査 (PCT第15条(1))、補充国際調査 (PCT規則45の2) 又は国内出願について国内官庁に代わり行われた調査 (AL, AT, CY, FR, GB, GR, HR, IT, LT, LU, LV, MC, MT, SM, TR, BE<sup>6</sup>, NL<sup>6</sup>, SI<sup>7</sup>) を含む書面による見解を伴う調査について：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－全体的に有益な情報を得る場合：100%払戻し</li> <li>－部分的に有益な情報を得る場合：25%払戻し</li> </ul> <p>国際型調査 (PCT第15条(5)) について：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－全体的な利益を受ける場合：70%払戻し</li> <li>－部分的に利益を受ける場合：17.5%払戻し</li> </ul>	
国際調査のために受理する言語	英語、フランス語、ドイツ語、及び国際出願がオランダ特許庁にされた場合には、オランダ語	
国際出願が、この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合、国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	認める。出願人は優先基礎出願について作成された調査見解書で提起された拒絶理由を克服するために非公式コメントを提出することができる。このサービスはEPOで「PCT Direct」と呼ばれており、「PCT Direct/informal comments」と表題を付した個別書簡の形式で、国際出願に非公式コメントを添付して受理官庁に送付すべきである。国際出願の請求の範囲又は明細書が先の出願のものと異なる場合、出願人は相違点にマーカーを付した写しを併せて提出することが望ましい。PCT Directの提出内容はPATENTSCOPEで公表される。このサービスは無料である <sup>8</sup> 。	

[次頁に続く]

<sup>4</sup> 2010年7月1日から適用される手続はOJ EPO 5/2010, 322頁に記載されている。

<sup>5</sup> OJ EPO 2025, A26参照。

<sup>6</sup> 国際調査機関と国内官庁との取決めによって行われた国際型調査を含む。

<sup>7</sup> スロベニアについては2024年1月1日時点で行われている国内出願に関する調査請求について適用される。

<sup>8</sup> PCT Direct サービスに関する詳細、並びに、特にPCT Directの提出様式及び請求内容に関しては、OJ EPO 2017, A21参照。

E P	欧州特許庁 (E P O) (続き)	E P
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	<p>CD-ROM (タイプ : ISO/IEC 10149 : 1995, 120mm CD-ROM, フォーマット : ISO 9660, 650MB)</p> <p>CD-R (タイプ : 120mm CD-Rディスク, フォーマット : ISO 9660, 650MB)</p> <p>DVD (タイプ : ISO/IEC 16448 : 1999, 120mm DVD-ROMディスク, フォーマット : 4.7GB, ISO 9660又はOSTA UDF (1.02以上) のいずれかを満たすもの)</p> <p>DVD-R (タイプ : 標準ECMA-279, 120mm (各面3.95GB) DVD-R, フォーマット : 3.95GB, ISO 9660又はOSTA UDF (1.02以上) のいずれかを満たすもの)</p>	
調査をしないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、欧州特許条約の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄 <sup>9</sup>		
国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している <sup>10</sup>	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人として登録されていないが、代理人と称する者によって手続行為がされた時。ただし、その代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する場合、又はその代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには、共通の代表者）の被用者である場合を除く。又は、代理人若しくは共通の代表者が行為をする資格について疑義がある時にも要求される。	
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している <sup>10</sup>	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人として登録されていないが、代理人と称する者によって手続行為がされた時。ただし、その代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する場合、又はその代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには、共通の代表者）の被用者である場合を除く。又は、代理人若しくは共通の代表者が行為をする資格について疑義がある時にも要求される。	

<sup>9</sup> OJ EPO 5/2010, 335頁を参照。

<sup>10</sup> 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。